

特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 特定事業所加算(Ⅰ) 4 特定事業所医療介護連携加算	2 特定事業所加算(Ⅱ) 5 ターミナルケアマネジメント加算	3 特定事業所加算(Ⅲ)

○特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)

H30告示78	該当項目	届出事項	該当の有無			
イ(1)関係	加算Ⅰのみ	①-1 常勤かつ専従※1の主任介護支援専門員を2名配置している。	有・無			
ロ(2)関係	加算Ⅱ・Ⅲ共通	①-2 常勤かつ専従※1の主任介護支援専門員を配置している。  ※1= 主任介護支援専門員は、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、「同一敷地内にある他の事業所の職務」を兼務可能。また、当該居宅介護支援事業所の「管理者」との兼務も可能。	有・無			
イ(2)、ハ(3)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	② 介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)の配置状況 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 60%; text-align: center;"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>常勤専従※2</td> <td>人</td> </tr> </table> ※2= 当該居宅介護支援事業所の「管理者」との兼務は可能。	介護支援専門員	常勤専従※2	人	/
介護支援専門員	常勤専従※2	人				
イ(3)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。	有・無			
イ(4)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	④ 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無			
イ(5)関係	加算Ⅰのみ	⑤ 利用者の総数(介護予防支援の受託件数を除く)のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上である。	有・無			
イ(6)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。	有・無			
イ(7)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	⑦ 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受け入れる体制を整備している。	有・無			
イ(8)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有・無			
イ(9)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算が適用されている。	有・無			
イ(10)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	⑩ 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当利用者数(介護予防支援の受託件数を含む)が40件以上である。	有・無			
イ(11)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無	有・無			
イ(12)関係	加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通	⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	有・無			
二(1)関係	医療介護連携加算のみ	⑬ 退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上である。	有・無			
二(2)関係	医療介護連携加算のみ	⑭ ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している。	有・無			
二(3)関係	医療介護連携加算のみ	⑮ 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している。	有・無			

注 1 「特定事業所加算Ⅰ」は全て記載のこと。「特定事業所加算Ⅱ・Ⅲ」は①-2②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫を記載のこと。  
「特定事業所医療介護連携加算」は⑬⑭⑮を記載のこと。

2 添付書類として「別紙①」を添付すること。  
(項目ごとに別途資料添付が必要な場合があるので注意のこと。)

3 「特定事業所加算」を算定した事業所においては、「所定の記録」として「別紙①」を毎月策定し、5年間保存することとなっているので予め留意のこと。

○ターミナルケアマネジメント加算

①ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。	有・無
--	-----